

参考資料5

建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する静岡県計画

令和2年3月

目 次

はじめに 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する現状と課題

- 1 建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に必要な環境整備 ····· P 1
- 2 一人親方等への対処の必要性 ········ P 1
- 3 建設工事従事者の処遇の改善等を通じた中長期的な扱い手の確保 ··· P 1

第 1 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策についての基本的な方針

- 1 適正な請負代金の額、工期等の設定 ········ P 2
- 2 設計、施工等の各段階における措置 ········ P 2
- 3 建設業者等及び建設工事従事者の安全及び健康に関する意識の向上 ··· P 3
- 4 建設工事従事者の処遇の改善及び地位の向上 ········ P 3

第 2 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関し、県が総合的かつ計画的に講すべき施策

- 1 建設工事の請負契約における経費の適切かつ明確な積算等 ····· P 4
 - (1) 安全及び健康の確保に関する経費の適切かつ明確な積算等
 - (2) 建設工事従事者の安全及び健康に配慮した工期の設定
- 2 責任体制の明確化 ········ P 5
- 3 建設工事の現場における措置の統一的な実施 ········ P 6
 - (1) 建設業者間の連携の促進
 - (2) 一人親方等の安全及び健康の確保
 - (3) 特別加入制度への加入促進等
- 4 建設工事の現場の安全性の点検等 ········ P 7
 - (1) 建設工事の現場の安全性の点検、分析、評価等に関する建設業者等による自主的な取組の促進
 - (2) 建設工事従事者の安全及び健康に配慮した設計、建設工事の安全な実施に資するとともに省力化・生産性向上にも配意した工法や資機材等の開発・普及の促進
- 5 建設工事従事者の安全及び健康に関する意識の啓発 ····· P 9
 - (1) 建設工事従事者の従事する業務に関する安全衛生教育の促進
 - (2) 建設工事従事者の安全及び健康に関する意識の啓発に係る自主的な取組の促進

第3 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項	
1 建設工事従事者の待遇の改善及び地位の向上を図るための施策	・・・・・ P11
(1) 社会保険等の加入の徹底	
(2) 建設キャリアアップシステムの活用推進	
(3) 「働き方改革」の推進	
2 墜落・転落災害の防止対策の充実強化	・・・・・ P14
(1) 労働安全衛生法令の遵守徹底等	
(2) 墜落・転落災害防止対策の充実強化	
3 計画の推進体制	・・・・・ P15
(1) 関係者における連携、協力体制の強化	
4 施策の推進状況の点検と計画の見直し	・・・・・ P15

はじめに 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する現状と課題

1 建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に必要な環境整備

建設業における労働災害の発生状況は、長期的には減少傾向にあり、全国で昭和47年には2,400人にも上っていた建設業における労働災害による死亡者数は、平成30年には309人まで減少し、また、県内では、昭和47年には57人であった死亡者数は、平成30年には11人まで減少している。

しかしながら、いわゆる一人親方や自営業主・家族従事者（以下「一人親方等」という。）を含めた建設工事従事者全体では、墜落災害をはじめとする建設工事の現場での災害により、平成30年には全国で年間約400人の尊い命が亡くなっている。

これら建設業における重大な労働災害の発生状況を重く受け止め、建設業における災害の撲滅に向けて一層の実効性のある取組を推進する必要がある。

建設工事従事者の安全及び健康の確保については、公共工事のみならず全ての建設工事について、労働安全衛生法令に基づく最低基準の遵守徹底に加え、さらに建設業者等による取組を促進していくこと等が重要であるが、その前提として、請負契約において適正な請負代金や工期等が定められること、建設工事従事者の処遇の改善や地位の向上が図られること等が強く求められている。

2 一人親方等への対処の必要性

一人親方等は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）上の労働者には当たらないため、同法の直接の保護対象には当たらない。しかしながら、建設工事の現場では、他の関係請負人の労働者と同じような作業に従事しており、厚生労働省の調査によれば、平成30年には全国で96人の一人親方等が労働者以外の業務中の死亡者として把握されている。

その業務の実情、災害の発生状況等からみて、技能を持った建設工事の担い手である一人親方等の安全及び健康の確保について、特段の対応が必要である。

3 建設工事従事者の処遇の改善等を通じた中長期的な担い手の確保

建設業においては、近年技能労働者の賃金水準は上昇傾向にあるものの、未だ他産業の労働者と比べて低い水準にある。また、他産業では一般的となっている週休2日の確保が十分ではなく、総労働時間が長くなっている。

建設工事従事者の高齢化が進行している中、建設業を魅力的な仕事の場とし、処遇の改善や技能・技術の振興を含めた地位の向上を図りつつ、中長期的な担い手の確保を進めていくことが急務である。

第1 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策についての基本的な方針

1 適正な請負代金の額、工期等の設定

建設業の請負契約において、仮に不当に低い請負代金や不当に短い工期で締結されれば、受注者に工事の施工方法、工程等について技術的に無理な手段等を強いることになり、適正な施工が確保されず、労働災害や公衆災害等の発生につながるおそれがある。

そのため、請負代金については、市場における労務及び資材等の取引価格、施工の実態等を的確に反映し、建設工事従事者の安全及び健康に関する経費を適切に確保する必要がある。労働安全衛生法は、建設工事の現場において、元請負人及び下請負人に対して、それぞれの立場に応じて、労働災害防止対策を講ずることを義務づけている。したがって、当該対策に要する経費は、元請負人及び下請負人が義務的に負担しなければならない費用であり、建設業法（昭和24年法律第100号）第19条の3に規定する「通常必要と認められる原価」に含まれるものである。

また、工期については、工事の性格、地域の実情、自然条件等による不稼働日等を踏まえ、週休2日の確保等をした上で、工事を施工するための日数を適切に設定することが必要である。特に、年度末にかかる工事を変更する際には、年度内完了に固執することなく、必要な日数を見込む等、工事施工に必要な日数を確保することが必要である。

2 設計、施工等の各段階における措置

建設工事は、屋外で施工されることが多いため、気候、地形、地質等の自然条件に大きく左右されるほか、騒音、振動等に対する社会的条件の配慮から、工事現場ごとに施工方法が異なる。

そのため、設計段階においても、建設工事の現場の施工条件を十分に調査した上で、建設工事従事者の安全及び健康の確保に配慮した施工方法等を検討することが重要である。

また、施工段階においては、元請負人の統括安全衛生管理のもと、関係請負人がそれぞれの役割分担により漏れなく安全措置を講ずる必要がある。その際、労働安全衛生法令に基づく最低基準の措置だけでなく、建設工事の現場における危険性・有害性を評価（リスクアセスメント）して、当該リスクを低減し、安全及び健康を確保するための措置を、自主的に講ずることが重要である。

3 建設業者等及び建設工事従事者の安全及び健康に関する意識の向上

元請負人及び下請負人の安全及び健康に関する意識が低い場合、例えば一人の建設工事従事者が不安全な状態にあったとしても、請負代金や工期の制約、現場作業の多忙等から、それが看過され、適切な作業手順を踏まないといった不安全行動を誘発するおそれがある。

近年では、過去に比べれば相対的に建設工事の現場における労働災害が減少していることによって、作業に潜む危険に対する感受性が低下していることを指摘する声もある。

したがって、建設工事従事者の安全及び健康に関する建設業者等及び建設工事従事者の意識を高める教育の実施や、建設業界全体として「安全文化」、すなわち、建設業者等及び建設工事従事者が安全及び健康を最優先にする気風や気質をさらに醸成していくための取組を促進していくことが必要である。

4 建設工事従事者の待遇の改善及び地位の向上

建設工事従事者の安全及び健康の確保については、労働安全衛生法令に基づく最低基準の遵守徹底に加え、建設業者等による建設工事の現場の状況に即した取組を促進していくこと等が重要であるが、その前提として、課題を解決するため所要の環境整備を進め、適切な賃金水準の確保、社会保険の加入徹底、休日の確保や長時間労働のは正等の働き方改革の推進等の待遇の改善や地位の向上が図られること等が必要である。

第2 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関し、県が総合的かつ計画的に講すべき施策

1 建設工事の請負契約における経費の適切かつ明確な積算等

(1) 安全及び健康の確保に関する経費の適切かつ明確な積算等

建設工事従事者の安全及び健康の確保は、建設工事の請負契約において適正な請負代金の額が定められ、これが確実に履行されることが重要である。一方、安全衛生経費については、建設工事の工種、工事規模、施工場所等により異なるため、適切かつ明確な積算がなされ下請負人まで確実に支払われるよう、国において検討・実施される施策を踏まえ、対策を行う。加えて、労働安全衛生法は、元請負人及び下請負人に対して、それぞれの立場に応じて労働災害防止対策を講ずることを義務づけていることから、安全衛生経費は、建設業法第19条の3に規定する「通常必要と認められる原価」に含まれるため、立入検査等を通じ法令遵守の徹底を図る。

【主な施策・取組】

- 工事現場の安全管理パトロールを実施し、安全対策の点検指導を強化
- 設計労務単価の改訂が下請企業まで行き渡るよう、建設業団体に対して適切な賃金水準の確保について要請
- 最新の設計労務単価、資材等の実勢価格を適切に反映した建設工事の予定価格の設定
- 工事における週休2日実施のための経費計上を行い、長時間労働の是正や休日確保に向けた環境整備を推進

＜関係機関・団体の施策等＞

- ・各発注機関、建設関係団体と連携した合同パトロールの実施
　：厚生労働省静岡労働局・労働基準監督署、建設業労働災害防止協会静岡県支部
- ・安全衛生経費の確保について、リーフレットによる周知及び建設工事関係者連絡会議等での周知：厚生労働省静岡労働局

(2) 建設工事従事者の安全及び健康に配慮した工期の設定

公共・民間を含め、全ての建設工事において働き方改革に向けた生産性向上や適正な工期設定が行われるよう、平成29年8月、国において「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン」が策定された。また、平成30年6月の働き方改革関連法の成立などを踏まえ、同ガイドラインが改訂された。

建設工事従事者の健康保持、災害防止等の観点から、週休2日の実現や労働時間の削減に向け、請負契約において、同ガイドラインを踏まえ、休日等の日数を確保するなど積算システムを活用した適正な工期設定や、やむをえない事由により工期内に終わらない見込みの場合は適切な工期延長が行われる等の環境を整備

する。

また、公共工事においては、一時期に工事が過度に集中することを避けるため、債務負担行為の積極的な活用等により施工時期を平準化する等、計画的な発注を実施する。

【主な施策・取組】

- 工事における週休2日実施のための経費計上を行い、長時間労働の是正や休日確保に向けた環境整備を推進（再掲）
- 工期の設定にあたっては、「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン」を遵守し、「工期設定支援システム」等の活用により適正に工期算定
- 「設計変更ガイドライン」等による施工条件の変更等に対応した適切な設計変更
- 発注・施工時期等の平準化の取組 ((さ) 債務負担行為の活用、(し) 柔軟な工期に設定、(す) 速やかな繰越手続、(せ) 積算の前倒し、(そ) 早期執行のための目標設定) を推進

2 責任体制の明確化

建設工事の適正な施工を行うためには、元請負人、下請負人それぞれが請負契約の内容に基づき、求められる役割を適切に果たすことが必要である。このため、立入検査等を通じ、一括下請負の禁止、技術者の専任配置、元請負人と下請負人との間の対等な関係に基づく適正な契約締結等に関して、法令遵守の徹底を図る。

また、下請契約において、各建設業者が自らの役割に応じた適切な安全衛生対策を講ずるよう、中小の建設業者の安全衛生管理能力の向上に向けた教育等の支援を行う。

【主な施策・取組】

- 中間検査や施工体制一斉点検により、施工体制台帳、施工体系図等の内容と掲示状況及び、専任技術者や安全衛生責任者等の配置状況を確認・指導
- 建設工事事故防止重点対策や工事事故事例集等を公表し、施工者が行う安全訓練等の研修資料として提供
- 安全管理意識の啓発及び技術向上のため、労働基準監督署や建設業労働災害防止協会静岡県支部と連携し、研修会や講習会を開催

＜関係機関・団体の施策等＞

- ・安全衛生講習等の実施：建設業労働災害防止協会静岡県支部

3 建設工事の現場における措置の統一的な実施

(1) 建設業者間の連携の促進

作業間の連絡調整、下請負人への指導・安全衛生教育への支援、現場内の設備・機械等の安全確保や職業性疾病の防止等、労働安全衛生法に基づく元請負人による統括安全衛生管理を徹底する。

【主な施策・取組】

- 静岡県建設工事成績評定要領の運用に基づく「施工プロセスのチェックリスト」による施工体制の点検指導
- 工事現場の安全管理パトロールを実施し、安全対策の点検指導を強化（再掲）

＜関係機関・団体等の施策＞

- ・各発注機関、建設関係団体と連携した合同パトロールの実施（再掲）
：厚生労働省静岡労働局・労働基準監督署、建設業労働災害防止協会静岡県支部

(2) 一人親方等の安全及び健康の確保

一人親方等の安全及び健康の確保を促進するためには、労働者だけでなく一人親方等を含めて建設現場における措置を統一的に実施することが必要である。このため、一人親方等が業務中に被災した情報を把握したときには、速やかに労働局へ情報提供し、その後の災害防止対策の基礎資料等に資する。

また、一人親方等に関しては労働安全衛生法の直接の保護対象には当たらなければため、一人親方等に仕事を注文する立場の建設業者による一人親方等の安全及び健康への配慮や、一人親方等に対するその業務の特性や作業の実態を踏まえた安全衛生に関する知識習得等の支援がなされるよう、関係団体・機関等と連携し、その促進を図る。

【主な施策・取組】

- 工事事故対応マニュアルに基づく、事故の迅速な状況把握と原因の分析及び再発防止の検討並びに関係機関との情報共有
- 安全管理意識の啓発及び技術向上のため、労働基準監督署や建設業労働災害防止協会静岡県支部と連携し、研修会や講習会を開催（再掲）

＜関係機関・団体等の施策＞

- ・安全衛生講習等の実施（再掲）：建設業労働災害防止協会静岡県支部

(3) 特別加入制度への加入促進等

一人親方については、労働法制上の保護の対象となる労働者ではないため、本来の労災保険の対象とならないことから、労災保険への加入を希望する場合、特別加入者として任意加入する必要がある。

現場において労働者としての実態がある者については、労働者として扱うよう改めて周知を行うとともに、一人親方の安全及び健康の確保とあわせて、関係行政機関等が連携し、一人親方に対する労災保険の特別加入制度への加入促進を図る。

【主な施策・取組】

- 静岡県公式ホームページ内「建設業のひろば」による周知、啓発
- 立入検査や各種講習会等による労災保険特別加入制度への加入の周知

<関係機関・団体等の施策>

- ・一人親方等の労災保険特別加入制度への加入促進や基本的な安全確保対策についてパンフレット「特別加入のしおり」により周知：厚生労働省静岡労働局

4 建設工事の現場の安全性の点検等

(1) 建設工事の現場の安全性の点検、分析、評価等に関する建設業者等による自主的な取組の促進

建設工事の現場の安全衛生水準を高めていくためには、労働安全衛生法に基づく法定の措置を講ずるだけでなく、建設業者がリスクアセスメントを実施し、さらには自社の安全衛生に関する対策について計画・実行・評価・改善する仕組み（マネジメントシステム）を構築することが重要である。このため、リスクアセスメント等の基礎情報となる災害事例の分析の充実や、建設業者及び関係団体による安全衛生活動の取組等の公開等を通じ、建設業者の活動に対する支援を効果的に実施するとともに、建設工事の完了時等における建設業者の安全衛生管理を評価する取組を促進する。

また、安全性の点検等に関する建設業者や関係団体の自主的な研修会、講習会等の取組を一層促進する。

さらに、建設工事の現場における安全性の点検・パトロール等の自主的な取組を一層活発にするため、点検・パトロールを行う者の能力向上や労働安全・衛生コンサルタント等十分な知識経験を有する者の活用、元請負人と下請負人の立場の違いを超えた連携等を促進する。

なお、これらの取組に当たっては、建設工事の現場における安全衛生対策を強化していくことについて、県民一般の関心と理解を深めていくことも必要であり、安全衛生対策やその効果等を分かりやすく「見える化」することが重要である。

【主な施策・取組】

- 工事事故防止行動計画に基づく、受発注者による各工事現場での「事故対策PDCA」の実施、各工事現場で得られた知見の情報共有
- 建設工事成績評定要領に基づく、適正な安全対策への取組みの加点評価
- 安全管理意識の啓発及び技術向上のため、労働基準監督署や建設業労働災害防止協会静岡県支部と連携し、研修会や講習会を開催（再掲）
- 優良建設工事表彰制度を設け、安全工事について表彰し事例を発表

＜関係機関・団体等の施策＞

- ・安全衛生講習等の実施（再掲）：建設業労働災害防止協会静岡県支部

（2）建設工事従事者の安全及び健康に配慮した設計、建設工事の安全な実施に資するとともに省力化・生産性向上にも配意した工法や資機材等の開発・普及の促進

建設工事従事者の安全及び健康に配慮した建築物等の設計の普及を推進するため、施工の安全性に配慮した建築物等の設計に係る先行事例の収集・普及を促進する。

また、ICT建機やUAV等を活用することで重機回りの丁張り作業や法面測量など危険を伴う作業等を減少させるi-Constructionを推進するとともに、生産性向上にも配意した安全な工法等の普及を推進する。

さらに、各種ガイドラインの策定等による安全な施工の普及を図るとともに、公共工事のみならず民間工事にも活用できる「公共工事等における新技術活用システム」による新技術の効果的な活用を促進する。

この他、建設工事従事者の高齢化が進行していることを踏まえ、高齢者に配意した作業方法や熱中症対策など作業環境の改善を図る。

【主な施策・取組】

- 測量・設計から施工、維持管理に至る各生産プロセスにおいてICTを導入
- ICT活用工事を継続するとともに、「施工者希望型」に加え、「ICT導入型」を実施
- ICT活用工事の現場における見学会や講習会の開催による技術の普及
- 「ふじのくにi-Construction推進支援協議会」における情報・意見交換等
- 国の「NETIS」登録技術や静岡県の「新技術・新工法」の登録・公募制度、建設現場への新技術等の更なる利活用促進や、現場ニーズと企業シーズ、企業間をマッチングさせる「新技術交流イベント」を開催
- 公共工事従事者を対象とした安全に関する講習等（技術者セミナー）の実施
- 建設関連業務設計書に「履行条件明示」及び「特記仕様書」の添付を徹底し、建設工事の現場の施工条件を十分に調査した上で、建設工事従事者の安全及び健康の確保に配慮した施工方法等を検討
- 工事における熱中症対策に係る費用計上

＜関係機関・団体の施策等＞

- ・職場における熱中症対策として、関係事業場に対する周知・指導の実施：厚生労働省静岡労働局
- ・熱中症予防教育の実施：建設業労働災害防止協会静岡県支部
- ・安全衛生講習等の実施（再掲）：建設業労働災害防止協会静岡県支部

5 建設工事従事者の安全及び健康に関する意識の啓発

（1）建設工事従事者の従事する業務に関する安全衛生教育の促進

労働安全衛生法で定められた法定の教育を実施するとともに、安全衛生管理の能力向上教育など建設工事従事者の経験、能力、立場等に応じた教育を促進する。また、災害の多くが中小規模の建設工事の現場で発生していること等を踏まえ、中小の建設業者が建設工事従事者に対して行う、不安全行動の防止や安全衛生管理に係る教育への支援を行う。

【主な施策・取組】

- 工事事故防止行動計画に基づく、受発注者による各工事現場での「事故対策PDCA」の実施、各工事現場で得られた知見の情報共有（再掲）
- 安全管理意識の啓発及び技術向上のため、労働基準監督署や建設業労働災害防止協会静岡県支部と連携し、研修会や講習会を開催（再掲）
- 建設工事事故防止重点対策や工事事故事例集等を公表し、施工者が行う安全訓練等の研修資料として提供（再掲）

＜関係機関・団体等の施策＞

- ・安全衛生講習等の実施（再掲）：建設業労働災害防止協会静岡県支部

(2) 建設工事従事者の安全及び健康に関する意識の啓発に係る自主的な取組の促進

建設業者等や建設工事従事者が安全及び健康に関して高い意識を持ち、建設工事の現場の安全を高めるための自主的な取組を促進する必要がある。

このため、各建設工事の現場に関し建設業者等が実施している、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する意識啓発に係る創意工夫事例をはじめとした建設業者等の安全衛生活動の取組や災害対応事例について積極的に情報発信し、水平展開を図る。

また、建設工事の現場において、安全衛生水準の向上等について顕著な実績をあげた建設工事従事者や、建設業者、関係団体等を表彰すること等を通じて、関係者の意識を高め、もって安全衛生水準をさらに高めていくとともに、建設工事従事者の技能者としての地位の向上に繋げる。

あわせて、各建設工事の現場において、建設工事従事者のメンタルヘルス対策や熱中症対策等、心身の健康を確保するための自主的な取組を促進するとともに、建設工事従事者が利活用できる健康相談窓口について、現場レベルでの周知と活用促進を図る。

【主な施策・取組】

- 優良建設工事表彰制度で、安全工事部門を設定し、優れた安全管理を行った工事施工会社を、交通基盤部長・出先所長が表彰
- 心身の健康を確保するため、労働基準監督署や建設業労働災害防止協会静岡県支部と連携して、研修会を開催

<関係機関・団体等の施策>

- ・安全衛生講習等の実施（再掲）：建設業労働災害防止協会静岡県支部

第3 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

1 建設工事従事者の待遇の改善及び地位の向上を図るための施策

(1) 社会保険等の加入の徹底

社会保険等の加入については、労働者の待遇の改善と、法定福利費を適正に負担する企業による公平で健全な競争環境の構築のため、平成24年度より、建設業許可更新時の加入の確認及び指導、公共工事における未加入業者の排除等の対策、県発注工事における社会保険等加入マニュアルに基づく指導を進めてきた結果、加入率は着実に上昇してきている。

一方で、未だ未加入の建設業者及び建設工事従事者も存在し、十分な法定福利費が確保できていないとの声もあるため、関係団体・機関等と連携し、引き続き、法定福利費を内訳明示した見積書の活用等による法定福利費の適切な確保及び建設業者及び建設工事従事者の社会保険等の加入の徹底について実効性のある対策を推進する。

また、契約の形態が一人親方との請負契約であっても、実態として労働者に該当する場合には、社会保険等の加入の必要や労働基準関係法令が適用されることについて、建設業者等及び建設工事従事者に対し周知を徹底する。

なお、未加入対策を行う際には、社会保険の適用が除外されている場合において、元請負人等により誤った加入指導が行われることがないよう周知を図る。

【主な施策・取組】

- 静岡県公式ホームページ内「建設業のひろば」による周知、啓発（再掲）
- 建設業許可申請時等における未加入業者への指導及び社会保険等担当部局への通報
- 社会保険料を確実に下請企業に行き渡らせるため、県発注工事の請負業者に法定福利費を明示した請負代金内訳書の提出を義務付け
- 入札参加資格審査申請時に社会保険等の加入を義務付け
- 県発注の建設工事の下請業者を社会保険等加入建設業者に限定
- 適正な元請・下請関係を保つことを目的とした建設業構造改善実態調査における社会保険等加入状況の調査

<関係機関・団体等の施策>

- ・社会保険加入促進宣言企業リストをホームページで公開：国土交通省中部地方整備局

(2) 建設キャリアアップシステムの活用推進

建設工事従事者の資格やその就業実績等を業界統一のルールにより蓄積することにより、建設工事従事者がそれぞれの経験と技能に応じた育成と処遇が受けられるようとするため、官民一体となって建設キャリアアップシステムの活用を推進する。

【主な施策・取組】

- 事業者の登録を促進するための優遇制度等の検討、導入
- 静岡県公式ホームページ内「建設業のひろば」による周知、啓発（再掲）
- 建設業許可申請窓口へのパンフレット配架
- 許可通知書や経営事項審査結果通知書送付時に周知用チラシを同封

<関係機関・団体等の施策>

- ・建設キャリアアップシステムの窓口開設、会員への周知等：静岡県建設業協会

(3) 「働き方改革」の推進

国の「働き方改革実行計画」及び「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン」を踏まえ、関係団体・機関等と連携し、適正な工期設定、週休2日の推進等の休日確保、適切な賃金水準の確保等、公共工事のみならず全ての建設工事について、建設業における働き方改革を進める。

また、過重な仕事やストレスは、メンタルヘルスの不調等心身の健康上の問題の観点からも改善する必要があるため、メンタルヘルスケアの充実等の取組を推進する。

【主な施策・取組】

- 週休2日を条件とした入札制度の拡大
- 建設産業における働き方改革を官民一体となって進めるための週休2日制促進キャンペーん等の機運醸成策の実施
- 建設現場における週休2日を前提とした適正な工期設定の普及啓発
- 工事における週休2日実施のための経費計上を行い、長時間労働の是正や休日確保に向けた環境整備を推進（再掲）
- 発注・施工時期等の平準化の取組（（さ）債務負担行為の活用、（し）柔軟な工期に設定、（す）速やかな繰越手続、（せ）積算の前倒し、（そ）早期執行のための目標設定）を推進（再掲）
- 工事着手日選択型工事の実施により施工時期の平準化を図り、年間を通じて工事の繁閑の波を解消
- 国、県、市町の公共工事発注見通しの統合公表により、建設企業の人材や資機材の効率的な活用を促進
- 中部ブロック発注者協議会等の機会を通じた市町の平準化の取組への支援
- これまでの「ワンデーレスポンス」に加え「ウィークリースタンス」を導入し、受発注者間の業務環境を改善
- 建設業退職金共済制度の普及・徹底を図ることによる建設労働者の福祉の増進、労働雇用条件の改善
- 提出書類と提示書類の明確化、統一化、電子化等による工事書類の簡素化
- 「情報共有システム」の導入による書類作成・提出に係る移動コスト・時間の削減、受発注者の書類管理の効率化
- 「設計書情報提供システム」の導入による設計書開示請求事務の合理化

＜関係機関・団体等の施策＞

- ・過重労働防止対策の推進、適正な労務管理の実施に係る指導：厚生労働省静岡労働局
- ・トータルメンタルヘルスケア対策の推進：厚生労働省静岡労働局

2 墜落・転落災害の防止対策の充実強化

(1) 労働安全衛生法令の遵守徹底等

建設工事の現場においては、墜落・転落災害が最も多い。過去10年間の労働災害においても、死亡事例の約半数を墜落・転落災害が占めている。このため墜落・転落災害のさらなる減少に向けて、関係団体・機関等と連携し、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）に基づく措置の遵守徹底の促進を図る。

加えて、足場からの墜落・転落災害については、厚生労働省が公表している「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱」に示されている、労働安全衛生規則に併せて実施することが望ましい「より安全な措置」等の普及のため、実効性のある対策を講じる。

【主な施策・取組】

- 工事事故防止行動計画に基づく、受発注者による各工事現場での「事故対策PDCA」の実施、各工事現場で得られた知見の情報共有（再掲）
- 工事現場の安全管理パトロールを実施し、安全対策の点検指導を強化（再掲）
- 安全管理意識の啓発及び技術向上のため、労働基準監督署や建設業労働災害防止協会静岡県支部と連携し、研修会や講習会を開催（再掲）

＜関係機関・団体等の施策＞

- ・安全衛生講習等の実施（再掲）：建設業労働災害防止協会静岡県支部（再掲）

(2) 墜落・転落災害防止対策の充実強化

公共工事のみならず全ての建設工事について建設工事従事者の安全及び健康の確保を図ることが等しく重要であることを前提として、墜落・転落災害の発生状況や関連する施策の実績等を踏まえつつ、墜落・転落災害防止対策の充実強化について調査・検討を行った上で、速やかにフルハーネス型墜落制止用器具の普及等、実効性のある対策を促進する。

【主な施策・取組】

- 安全管理意識の啓発及び技術向上のため、労働基準監督署や建設業労働災害防止協会静岡県支部と連携し、研修会や講習会を開催（再掲）

＜関係機関・団体等の施策＞

- ・安全衛生講習等の実施（再掲）：建設業労働災害防止協会静岡県支部（再掲）

3 計画の推進体制

(1) 関係者における連携、協力体制の強化

厚生労働省静岡労働局、国土交通省中部地方整備局、その他関係行政機関と連携を図りながら、本県の実情を踏まえた実効性のある施策を着実に推進する。

併せて、本県建設産業の目指す姿を描いた「静岡県建設産業ビジョン2019」に掲げた施策に官民連携して取り組むことにより、県計画の推進を図る。

4 施策の推進状況の点検と計画の見直し

本計画に定める施策については、毎年、静岡県建設業審議会において進捗状況を点検するとともに、国の基本計画に変更があった場合等、必要があると認めるときには、速やかにこれを変更する。